

## 新生児聴覚検査費を助成します

赤ちゃんの健やかな成長は、誰しもが願うことです。しかし赤ちゃんの1,000人のうち、1~2人は生まれつき耳の聞こえに障害があると言われています。検査することにより、早期に障害を発見、適切な援助をすることにより、言葉の発達を促し、情緒や社会性を育てることができます。

新生児聴覚検査は赤ちゃんができる聞こえの簡易検査であり、早期に行うことが大切といわれていますが、検査は全額自己負担であるため、保護者の経済的な負担となっています。新生児聴覚検査費助成事業では検査費を全額助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的としています。

### Q どんな検査？

⇒赤ちゃんが眠っている状態で小さい音を聴かせて、得られる反応を測定し耳の聞こえが正常かどうかを自動的に判定する検査です。眠っていれば、検査は数分間で終わります。薬は使わず、副作用もありません。判定の結果、必要な場合は精密検査を受診していただきます。

### Q 検査時期はいつですか？

⇒出産された医療機関では、出生後1週間以内または1ヶ月健診で行います。また、出産された医療機関以外で検査を受ける場合、出生後1か月以内に医療機関を受診してください。

## 新生児聴覚検査費助成事業

### 【対象者】

平成31年4月1日以降に生まれた新生児の保護者で、検査日に天塩町に住所を有する者

### 【対象となる検査】

自動聴性脳幹反応検査(AABR)、耳音響放射検査(OAE)、又はこれらの検査と同等の結果を得ることができる新生児聴覚検査。初回検査のみが対象となります。

### 【助成額】

検査料の全額を助成します。

### 【申請の手続き】

検査日より6ヶ月以内に、下記の書類を役場担当窓口へ提出してください。

- (1) 新生児聴覚検査費助成金交付申請書
- (2) 検査料に係る領収書（検査料が明記されているもの）
- (3) 母子健康手帳など検査結果が記載されているものの写し

### 【支給方法】

原則として、口座振込とします。

### 【申請窓口・お問合せ先】

天塩町役場 福祉課福祉係・ふれあい係

電話 2-1728【福祉課直通】